

議案参考資料

[平成 31 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

農業振興課 農業振興係

議案名

議案第 7 号 財産の無償貸付(地方卸売市場)について

趣旨・目的

桐生地方卸売市場株式会社へ平成 31 年 3 月 31 日まで無償で貸し付けている旧桐生市公設卸売市場の土地及び建物について、無償貸付期間を 2 年間延長するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項により、議会の議決を求めようとするものです。

概 要

桐生地方卸売市場株式会社から、市場として将来的に有効活用できる施設とするため、建物の建替えを含めた市場規模の適正化、市場敷地の有効活用及び市場の活性化について、整備計画を立案するための期間として旧桐生市公設卸売市場の土地及び建物の無償貸付期間の延長を求める要望書が提出されたことから、次のとおり 2 年間の延長をしようとするものです。

貸付財産	旧桐生市公設卸売市場土地：みどり市笠懸町阿左美 2761 番 1 ほか 2 筆 面積 86,194.45 m ² 旧桐生市公設卸売市場建物：鉄骨造平屋建ほか
貸付相手	桐生地方卸売市場株式会社代表取締役 関口 榮三
貸付期間	平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

背景・経過

昭和 49 年 6 月に桐生市が公設公営で開設した桐生市公設地方卸売市場は、平成 21 年 7 月に民営化し、桐生地方卸売市場株式会社が引き続き施設の維持管理に当たることになりました。

《議決経過》

○平成 21 年第 3 回定例会 財産の無償貸付についての市議会議決

議決内容：土地：平成 21 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで無償貸付

建物：平成 21 年 7 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで無償貸付

○平成 23 年第 1 回定例会 建物無償貸付変更(5 年間の延長)の議決

議決内容：平成 21 年第 3 回定例会の財産無償貸付についての議決内容のうち、

建物の無償貸付期間を、平成 28 年 3 月 31 日までに改める。

○平成 27 年第 4 回定例会 建物無償貸付変更(3 年間の延長)の議決

議決内容：平成 23 年第 1 回定例会の議決内容である建物の無償貸付期間を、平成 31 年 3 月 31 日までに改める。